**研究シーズ事業化人材活動支援補助金**

**【申請期間】**

**令和７年９月２６日（金）～令和７年１０月３日（金）**

**【申請書類の提出先、相談先】**

**京都府商工労働観光部産業振興課**

**Email：****sangyoshinko@pref.kyoto.lg.jp**

**TEL：075-414-5106**

**〒：602-8570**

**京都府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町**

**申 請 要 領**

**京都府**

**１ 趣　旨**

　　大学・研究機関の集積という強みを活かし、京都を世界的なディープテック・エコシステム拠点へと発展させていくため、研究分野に係る知識とビジネス経験の双方を有した経営人材を府内外から呼び込み、ディープテック・スタートアップの立ち上げを加速させることを目的とします。

**２ 対象要件**

（１）　補助事業の対象となる要件

補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に該当する事業者とします。

ア　過去に客員起業家（以下「EIR」※という。）を採用した実績を有するもの

イ　応募開始以降、令和７年12月31日までに、EIRを新規に1名以上雇い入れ、京都府内に居住させることができるもの

ウ　京都府内の大学又は研究機関が有する研究シーズを、３機関以上、合計５件以上の事業化検討を実施できるもの

※EIR（Enterpreneurs In Residence：客員起業家）とは、起業を目指す人材が、ＶＣ（ベンチャーキャピタル）・事業会社等に一定期間所属し、所属組織のネットワークを活用しながら起業を目指す制度のこと。

（２）以下に該当する者は申請資格がありません。

|  |  |
| --- | --- |
| ①不正経理・受給及び税の滞納等がある場合 | 国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合及び法人税等の滞納があるとき。 |
| ②その他 | ア　風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業を営むと認められるとき。（一部例外を除く）イ　役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第２条第６号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。ウ　暴力団(暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。エ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。オ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。カ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。キ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(イ)から(カ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。ク　(イ)から(カ)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合((キ)に該当する場合を除く。)に、知事が当該契約の解除を求め、これに従わなかったとき。ケ　国際組織犯罪防止条約が定義する「組織的犯罪集団」である、又は役員等が「組織的犯罪集団」の構成員であると認められるとき。 |

**３ 対象事業、対象期間、補助上限額等**

（１）対象事業

　京都府内の大学や研究機関が有する技術シーズの探索や事業可能性調査を目的として、EIRを府内外から呼び込むとともに、京都をディープテック・エコシステムへと発展させていくため、EIR事業の更なる認知拡大に向けた広報事業等に要する経費の一部を補助します。

（２）対象期間

　　　補助金交付決定日から令和８年３月31日まで

　　　ただし、令和７年４月１日以降に実施している事業は、事前着手届を提出の上、交付要領

第６条に基づき遡及適用します。

（３）補助率

　補助対象経費の10分の10

（４）補助上限額

　　　４００万円以内

（５）採択予定

　　　１件

**４ 対象経費**

 対象経費については、交付要領第５条に定めるとおりとします。

補助事業に直接関係する経費のうち、京都府知事が必要かつ適当と認める経費であり、原則

として、対象期間内に発注・契約を行い、納品、支払（決済）の全てを完了し、帳簿、証憑等によりその事実を確認できる経費とします。（補助金交付申請額の算定段階において、公租公課（消費税及び地方消費税額等）は補助対象経費から除外して算定すること。）

　また、他の補助金、助成金等の交付を受けている経費は補助対象になりません。

**５ 申請手続**

（１）申請様式・添付書類

ア　提出物は、日本語または英語で判読し易く作成してください。

イ　提出された書類（個人情報）は、以下の目的の範囲で使用し、企業の秘密は保持します。

・採択、管理等の補助事業の適正な執行のために必要な連絡

・事業活動状況等を把握するための調査（事業終了後のフォローアップ調査を含む）

・その他補助事業の遂行、京都府の政策目的達成のために必要な連絡等

ウ　提出された書類に不備がある場合又は受領後の精査の結果、申請資格がないことが判明した場合には、評価対象とならないことがありますので、御注意ください。

【提出物】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 書類等の名称 |  |
| 作成書類 | ①　第１号様式　交付申請書 | [ ]  |
| ②　第１号様式　別紙１　事業計画書「EIR事業」に係るプレゼン資料等に事業計画の記載がある場合は、代替可。 | [ ]  |
| ③　第１号様式　別紙２　申請事業者の概要「EIR事業」に係るプレゼン資料等に事業計画の記載がある場合は、代替可。 | [ ]  |
| ④　第１号様式　別紙３　収支予算書 | [ ]  |
| ⑤ 第２号様式　事前着手届（※該当する場合のみ） | [ ]  |

（２）申請受付期間

　　 申請受付期間は次のとおりです。

**令和７年９月２６日（金）～１０月３日（金）午後５時必着**

**→交付決定　１０月上旬（予定）**

（３）相談窓口・提出先（※電子メールでの提出可）

京都府商工労働観光部産業振興課

　　　Email：sangyoshinko@pref.kyoto.lg.jp

　　　TEL：075-414-5106

　　　〒：602-8570 　京都府京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

**６ 採択及び交付決定**

（１）申請書類の審査

　　提出された申請書類について、内容が補助対象者の要件等に該当するかを審査します。

　　主な審査事項は以下のとおりです。



【主な審査事項】

・研究シーズ事業化人材活動支援補助金交付要領（以下、「要領」という。）

第２条の条件を満たしているか。

・要領第５条に該当する補助対象外となる経費が計上されていないか。

・提出書類に不足がないか。

（２）申請書類の評価

　　提出された申請書類について、評価基準に基づき総合的に評価します。

　　評価基準は以下のとおりです。



　　　【評価基準】

・目標設定に至った経緯・背景・動機の妥当性

・目標に向けた実現可能性と課題把握・認識

・補助対象事業の取組計画の具体性・妥当性

　　　 ・補助対象事業終了後の事業の持続性

（３）交付決定の通知

採否の結果については、京都府から申請者に交付決定通知書を送付します。なお、申請内容に係る申請状況等を考慮し、事前に申請者と調整の上、申請された金額を下回る額で採択及び交付決定することがあります。

（４）その他留意事項

ア　採択案件については、申請者と事前に調整・了承を得た上で、補助事業の途中における進捗状況や補助事業完了後の成果を公表するとともに、発表いただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

イ　申請者の①交付申請から⑤精算払までのフローは下記のとおりです。

**申請者**

**④調査・額の確定**

**②交付決定**

**①交付申請**

**③実績報告**

**概算払**

**⑤精算払**

**京都府商工労働観光部産業振興課**